

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月10日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
小型機船底びき網漁業	1隻	10トン未満	—	15馬力以下又は48kW以下	大阪府地先海面	手繰第2種漁業(えび漕網):大阪府地先海面 手繰第3種漁業(石桁網):大阪府地先海面 その他の小型機船底びき網漁業(板びき網):大阪港大和川北防波堤灯台と明石海峡大橋北側橋脚中央を結んだ線以南の大阪府地先海面(但し、大阪南防波堤灯台と兵庫県淡路市常陸寺山頂上とを結んだ線以北を除く。)	なし

2. 申請すべき期間

令和7年9月10日から令和7年11月9日まで